

【改正前】

1. 対象となる地区・地域、対象施設、業種・条件等

<全メニュー>

対象となる地区・地域	対象施設	業種・条件等 ※D
千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区 ちばリサーチパーク 商業系用途地域 工業系用途地域 み春野流通パーク 指定IC周辺	工場 植物工場※A 研究開発施設 事務所 流通加工施設 環境関連施設※B 倉庫※C	製造業／情報通信関連業／運輸業／卸・小売業／学術研究、専門・技術サービス業 ※1／飲食サービス業／建設業・自動車整備業 ※2／ ドローン関連産業 ／MICE関連産業 ※1 興信所等一部業種を除く。 ※2 新港経済振興地区のみ。 【業種要件適用除外】 (1) 上場・公開企業及び東・名・阪1、2部上場企業の連結子会社 (2) 国・地方自治体・それに準ずる団体等からの表彰実績等がある企業で市長が特に認めた企業

【注意】 対象施設は、各用途地域において建築可能な建築物に限る。

※A 全ての用途地域を対象とする。

※B 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る。 ※C 新港経済振興地区に限る。

※D コア業種特例を設け、以下に該当する業種の企業については税に係る補助期間を+1年とする。

- (1) 「IT・クリエイティブ産業」
 - (2) 「食品・健康生活実現型産業」
 - (3) 「先端・素材型ものづくり関連産業」
- その他グローバル展開を図っている企業等について「市長特認枠」として同様の優遇を実施

2. 雇用奨励補助制度（補助メニューに追加で補助。雇用奨励単体での補助は行わない。）

(1) スタートアップ型

補助対象	本市に住所を有する新規常時雇用者 及び 新規に本市へ転入した常時雇用者※1
補助内容	該当する常時雇用者1人当たり30万円（複数人数世帯の場合は1人あたり60万円）
補助上限	所有型：1億2,000万円 賃借型：3,000万円 （市内企業賃借拠点拡充事業及び大型特例適用時は、1億2,000万円（200人））
補助期間等	1年間（注） （注）（1）操業開始3ヶ月前～操業開始6ヶ月後：雇用者数認定 （2）操業開始1年後：（（1）で認定した）雇用者数確定 ⇒ 補助金支払

※1 常時雇用者：下記の全てを満たす者（事業従事者は、下記のうち①、③を満たすもの）

≪①直接雇用、②社会保険被保険者、③雇用保険被保険者≫

(2) フォローアップ型

補助対象	(1) 千葉市企業立地補助制度における、補助対象施設であること。 (2) 補助対象施設の常時雇用者数が、起算日時時点の人数対比1割以上且つ3人以上増加すること。
補助内容	操業開始1年後（※）より起算して3年後の市民雇用者の増加人数×30万円/人（常時雇用者） （※）既存の補助認定企業については起算日について特例措置あり （※）複数人数世帯の場合は1人あたり60万円）
補助上限	所有型：1億2,000万円 賃借型：3,000万円 （市内企業賃借拠点拡充事業及び大型特例適用時は、1億2,000万円）
補助期間等	1回 （注）（1）操業開始1年後（※）【起算日】：起算元雇用者数認定 （2）操業開始4年後【起算日より3年後】：対象となる増加雇用者数確定 ⇒ 補助金支払

【改正後】

1. 対象となる地区・地域、対象施設、業種・条件等

<全メニュー>

対象となる地区・地域	対象施設	業種・条件等 ※D
千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区 ちばリサーチパーク 商業系用途地域 工業系用途地域 み春野流通パーク 指定IC周辺 初スタ千葉薯田	工場 植物工場※A 研究開発施設 事務所 流通加工施設 環境関連施設※B 倉庫※C	製造業／情報通信関連業／運輸業／卸・小売業／学術研究、専門・技術サービス業 ※1／飲食サービス業／建設業・自動車整備業 ※2／ 国家戦略特区関連産業 ／MICE関連産業 ※1 興信所等一部業種を除く。 ※2 新港経済振興地区のみ。 【業種要件適用除外】 (1) 上場・公開企業及び東・名・阪1、2部上場企業の連結子会社 (2) 国・地方自治体・それに準ずる団体等からの表彰実績等がある企業で市長が特に認めた企業

【注意】 対象施設は、各用途地域において建築可能な建築物に限る。

※A 全ての用途地域を対象とする。

※B 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る。 ※C 新港経済振興地区に限る。

※D コア業種特例を設け、以下に該当する業種の企業については税に係る補助期間を+1年とする。

- （ただし、「ちば」共創企業（賃借）立地事業には適用しない。）**
- (1) 「IT・クリエイティブ産業」
 - (2) 「食品・健康生活実現型産業」
 - (3) 「先端・素材型ものづくり関連産業」
- その他グローバル展開を図っている企業等について「市長特認枠」として同様の優遇を実施

2. 雇用奨励補助制度（補助メニューに追加で補助。雇用奨励単体での補助は行わない。）

(1) スタートアップ型

補助対象	本市に住所を有する新規常時雇用者 及び 新規に本市へ転入した常時雇用者※1
補助内容	該当する常時雇用者1人当たり30万円（複数人数世帯の場合は1人あたり60万円）
補助上限	所有型：1億2,000万円 賃借型：3,000万円 （市内企業賃借拠点拡充事業及び大型特例適用時は、1億2,000万円（200人））
補助期間等	1年間（注） （注）（1）操業開始3ヶ月前～操業開始1年後：雇用者数認定 （2）操業開始1年後：雇用者数確定 ⇒ 補助金支払

※1 常時雇用者：下記の全てを満たす者（事業従事者は、下記のうち①～③を満たすもの）

≪①直接雇用、②社会保険被保険者、③雇用保険被保険者≫

(2) フォローアップ型

補助対象	(1) 千葉市企業立地補助制度における、補助対象施設であること。 (2) 補助対象施設の 市民 常時雇用者数が、起算日に比して1人以上増加していること。
補助内容	操業開始1年後（※）より起算して3年後の市民雇用者の増加人数×30万円/人（常時雇用者） （※）複数人数世帯の場合は1人あたり60万円）
補助上限	所有型：1億2,000万円 賃借型：3,000万円 （市内企業賃借拠点拡充事業及び大型特例適用時は、1億2,000万円）
補助期間等	1回 （注）（1）操業開始1年後（※）【起算日】：起算元雇用者数認定 （2）操業開始4年後【起算日より3年後】：対象となる増加雇用者数確定 ⇒ 補助金支払



千葉市企業立地補助金制度(新旧対照表)【所有型】

【改正前】

補助メニュー	対象地区	対象施設	補助内容	投資・雇用要件	補助限度額	期間
新港地区 企業立地事業	新港経済振興地区 新港工業専用地区	工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/ 倉庫(新港経済振興地区のみ)	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	取得固定資産評価額 1億円以上 または 取得固定資産評価額 3千万円以上かつ 常時雇用人員5人以上	年1億円	5年間
				<大型特例> 取得固定資産評価額 50億円以上	年5億円	5年間
重点地域 企業立地事業	工専・工業・準工業地域/ 商業地域・近隣商業地域/ (事務所のみ) 千葉都心地区/ 幕張新都心地区/ 蘇我特定地区/ 土気緑の森工業団地/ ちばリサーチパーク	工場/ 植物工場※1/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/ 環境関連施設※2	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	下記①と②の合計額が 2億円以上 ①取得固定資産評価額 (1億円以上) ②常時雇用者×10百万円	年1億円	3年間
				<大型特例> 取得固定資産評価額 50億円以上	年5億円	5年間
本社立地事業	同上	本社、及び それに付帯する施設	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	下記①と②の合計額が 2億円以上 ①取得固定資産評価額 (1億円以上) ②常時雇用者×10百万円	年5億円	5年間
特定流通業務施設 立地事業	規定無し (市内全域)	特定流通業務施設	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	取得固定資産評価額 2億円以上 または 取得固定資産評価額 1億円以上かつ 常時雇用人員10人以上	年1億円	3年間

【改正後】

補助メニュー	対象地区	対象施設	補助内容	投資・雇用要件	補助限度額	期間
新港地区 企業立地事業	新港経済振興地区 新港工業専用地区	工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/ 倉庫(新港経済振興地区のみ)	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	取得固定資産評価額 1億円以上 または 取得固定資産評価額 3千万円以上かつ 常時雇用人員5人以上	年1億円	5年間
				<大型特例> 取得固定資産評価額 50億円以上	年5億円	5年間
重点地域 企業立地事業	工専・工業・準工業地域/ 商業地域・近隣商業地域/ (事務所のみ) 千葉都心地区/ 幕張新都心地区/ 蘇我特定地区/ 土気緑の森工業団地/ ちばリサーチパーク/ ネクストコア千葉豊田	工場/ 植物工場※1/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/ 環境関連施設※2	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	下記①と②の合計額が 2億円以上 ①取得固定資産評価額 (1億円以上) ②常時雇用者×10百万円	年1億円	3年間
				<大型特例> 取得固定資産評価額 50億円以上	年5億円	5年間
本社立地事業	同上	本社、及び それに付帯する施設	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	下記①と②の合計額が 2億円以上 ①取得固定資産評価額 (1億円以上) ②常時雇用者×10百万円	年5億円	5年間
特定流通業務施設 立地事業	規定無し (市内全域)	特定流通業務施設	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	取得固定資産評価額 2億円以上 または 取得固定資産評価額 1億円以上かつ 常時雇用人員10人以上	年1億円	3年間
ちば”共創”企業重 点立地事業	市長が特に認めた地区 (当初指定：ネクストコア 千葉豊田)	工場/ 研究開発施設/ 事務所/ ※3 市長が特に 指定した業種に 係るものに限 る。	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	下記①と②の合計額が 2億円以上 ①取得固定資産評価額 (1億円以上) ②常時雇用者×10百万円	年1億円	5年間
				<大型特例> 取得固定資産評価額 50億円以上	年5億円	6年間
				法人市民税・事業所税 【市長特認加算】	年1億円	1年間
			<大型特例>or<本社> 取得固定資産評価額 50億円以上	年5億円	1年間	



※1 全ての用途地域を対象とする。 ※2 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る。

※1 全ての用途地域を対象とする。 ※2 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る。 ※3 当初は「食品・健康生活実現型産業」を想定

市内企業 拠点拡充事業	工専・工業・準工業地域/ 商業地域・近隣商業地域/ (事務所のみ) 千葉都心地区/ 幕張新都心地区/ 蘇我特定地区/ 土気緑の森工業団地/ ちばリサーチパーク	工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/ 倉庫(新港経済振興地区のみ)	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	取得固定資産評価額2億円 以上、うち土地・建物・構 築物(新・増設)の取得固定 資産評価額1億円以上を含 むこと。 (新港経済振興地区は、 1/2の基準とする。)	年1億円	3年間
				<大型特例> 取得固定資産評価額 50億円以上	年5億円	3年間

市内企業 拠点拡充事業	工専・工業・準工業地域/ 商業地域・近隣商業地域/ (事務所のみ) 千葉都心地区/ 幕張新都心地区/ 蘇我特定地区/ 土気緑の森工業団地/ ちばリサーチパーク	工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/ 倉庫(新港経済振興地区のみ)	取得した固定資産に係る 固定資産税・都市計画税 相当額	取得固定資産評価額2億円 以上、うち土地・建物・構 築物(新・増設)の取得固定 資産評価額1億円以上を含 むこと。 (新港経済振興地区は、 1/2の基準とする。)	年1億円	3年間
				<大型特例> 取得固定資産評価額 50億円以上	年5億円	3年間

千葉市企業立地補助金制度(新旧対照表)【賃借型】

【改正前】

補助メニュー	事業所規模・雇用要件等	補助額	補助期間	補助限度
市外企業賃借立地事業	100㎡以上 または80㎡以上かつ常時雇用人員が3人以上	賃借料の1/2	1年間	年300万円 <大型特例> 年600万円
		法人市民税相当額の1/2 (均等割+法人税割)	3年間 <大型特例> 5年間	—
本社賃借立地事業	<大型特例> 事業従事者数が50人以上	賃借料の1/2	1年間	年500万円 <大型特例> 年1,000万円
		法人市民税相当額 (均等割+法人税割)	3年間 <大型特例> 5年間	—
外資系企業賃借立地事業	事業に従事する者が3人以上 (役員又は常時雇用人員のいずれか1人を含むこと)	賃借料の1/2	3年間	累計300万円
		法人市民税相当額の1/2 (均等割+法人税割)	3年間	—
特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業	事業に従事する者が3人以上 (役員又は常時雇用人員のいずれか1人を含むこと)	賃借料の1/3	1年間	年100万円
特定流通業務施設賃借立地事業	物流総合効率化法に基づく 認定を受けた施設	賃借料の1/2	1年間	年500万円
		法人市民税相当額の1/2 (均等割+法人税割)	3年間	—

【改正後】

補助メニュー	事業所規模・雇用要件等	補助額	補助期間	補助限度
市外企業賃借立地事業	100㎡以上 または80㎡以上かつ常時雇用人員が3人以上	賃借料の1/2	1年間	年300万円 <大型特例> 年600万円
		法人市民税相当額の1/2 (均等割+法人税割)	3年間 <大型特例> 5年間	—
本社賃借立地事業	<大型特例> 事業従事者数が50人以上	賃借料の1/2	1年間	年500万円 <大型特例> 年1,000万円
		法人市民税相当額 (均等割+法人税割)	3年間 <大型特例> 5年間	—
外資系企業賃借立地事業	事業に従事する者が3人以上 (役員又は常時雇用人員のいずれか1人を含むこと)	賃借料の1/2	3年間	累計300万円
		法人市民税相当額の1/2 (均等割+法人税割)	3年間	—
特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業	事業に従事する者が3人以上 (役員又は常時雇用人員のいずれか1人を含むこと)	賃借料の1/3	1年間	年100万円
特定流通業務施設賃借立地事業	物流総合効率化法に基づく 認定を受けた施設	賃借料の1/2	1年間	年500万円
		法人市民税相当額の1/2 (均等割+法人税割)	3年間	—
ちば”共創”企業 賃借立地事業	【規模等要件】 (1) 100㎡以上または80㎡以上かつ常時雇用人員が3人以上 (2) 国家戦略特区関連産業又はコア業種を営んでいること (3) 業歴3年以上、平均経常黒字維持及び繰越損失無し 【地区要件】 千葉都心地区、幕張新都心地区 蘇我特定地区 <大型特例> 事業従事者数が50人以上	賃借料の2/3	1年間	年1,000万円 <本社の場合> 年2,000万円
		法人市民税相当額の2/3 (均等割+法人税割) <本社特例 or 大型特例> 1/1	4年間 <本社特例 or 大型特例> 5年間	—

市内企業賃借拠点拡充事業	常時雇用者数50人以上の増加 かつ新規拠点設置、若しくは 既存拠点を増設	法人市民税相当額の1/2	1年間	—
--------------	--	--------------	-----	---

市内企業賃借拠点拡充事業	常時雇用者数50人以上の増加 かつ新規拠点設置、若しくは 既存拠点を増設	法人市民税相当額の1/2	1年間	—
--------------	--	--------------	-----	---

- <要件>
- ・操業開始から引き続き3年以上本市内で事業を行う計画があること。
 - ・直近3年間について企業活動の実態があること。(特定創業支援施設卒業企業の場合は直近1年間)
 - ・直近3年間について経常利益が確保されていること。(特定創業支援施設卒業企業の場合は直近1年間)
 - ・労働基準法など各種法令に抵触していないこと。

- <要件>
- ・操業開始から引き続き3年以上本市内で事業を行う計画があること。
 - ・直近3年間について企業活動の実態があること。(特定創業支援施設卒業企業の場合は直近1年間)
 - ・直近3年間について経常利益が確保されていること。(特定創業支援施設卒業企業の場合は直近1年間)
 - ・労働基準法など各種法令に抵触していないこと。